

## 久留米高専敷地内における土壤汚染状況調査の水質結果について（報告）

本校構内におけるライフライン再生(排水設備)工事に伴い、3000㎡以上の土地の形質変更を行う事が明らかであったため、土地の地歴調査を実施し、その結果を一定規模の土地の形質の変更届出書と共に久留米市に提出しました。この内容を受けて、久留米市より土壤汚染状況調査結果報告命令書が発出されたため、同調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える物質が検出されました。

このことから、令和3年1月27日付久留米市告示第37号として、土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、**要措置区域、形質変更時届出区域**の指定を受けております。

今回の指定を受けて、**要措置区域**については構内に新たなモニタリング井戸を設置して地下水の水質測定を行い、その結果が表1のとおり判明致しましたので、公表致します。

表1 地下水分析結果

調査NO 深度 (m)	K 2 - 8
	六価クロム : mg / l
地下水分析結果	0.005未満
地下水基準値	0.05以下

表1から、地下水分析結果は地下水基準値未満を示す結果となった。

### （今後の措置）

- 1) 1年目定期的に年4回以上の水質検査、2年目から10年目まで年1回、11年目以降2年に1回の水質検査
- 2) 措置の完了報告を行う場合、1) の測定を5年以上継続して実施し、かつ、直近の2年間は年4回以上久留米市へ報告致します。

<土壤汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

久留米市小森野1丁目1232番1の一部（久留米高専敷地内）

【お問い合わせ】 久留米高専総務課施設係  
岩橋 電話 0942-35-9312  
大田 電話 0942-35-9462  
FAX : 0942-35-9313  
Mail : F-staff.GAD@ON.kurume-nct.ac.jp



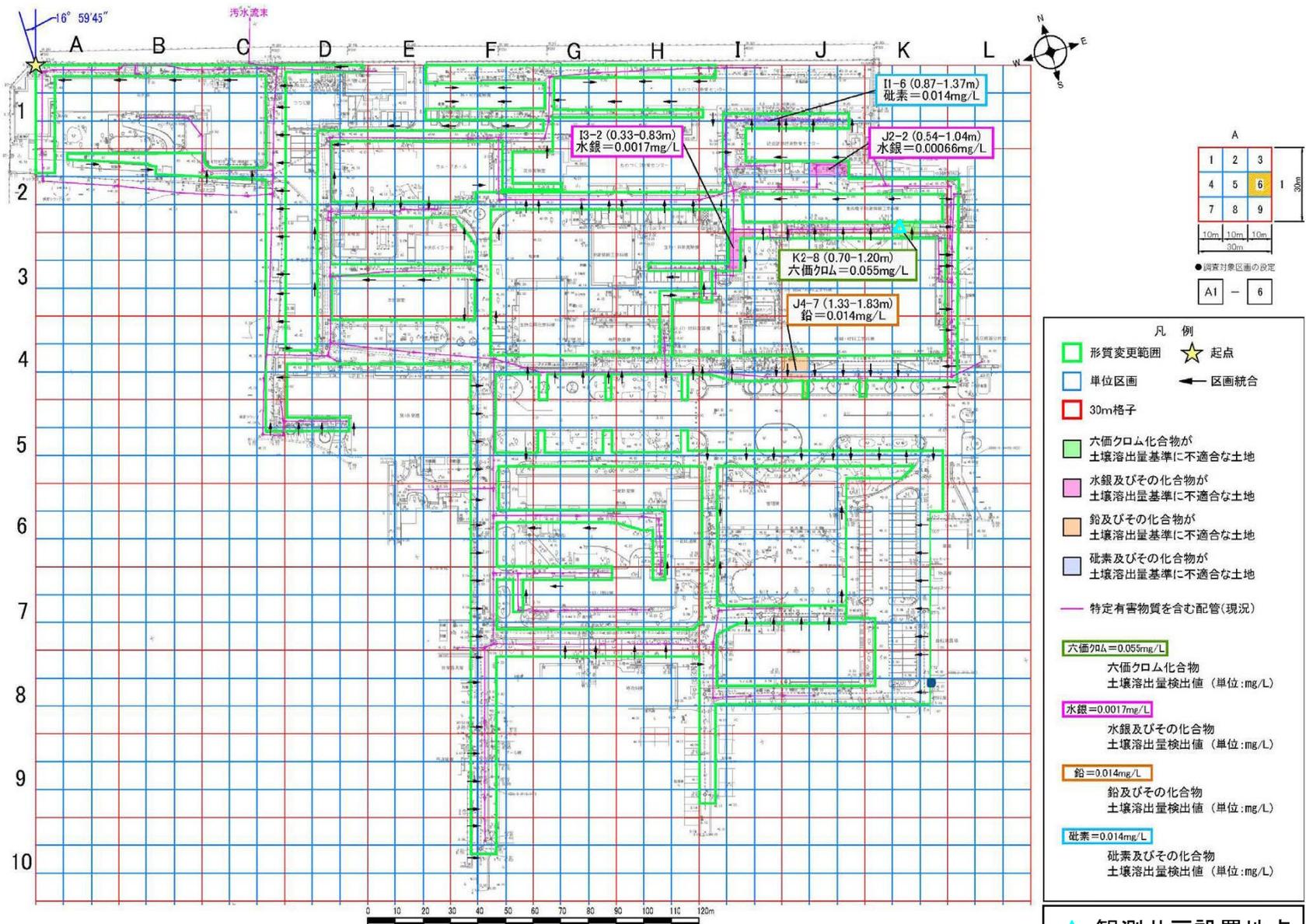


図 4-1 六価クロム、水銀、鉛、砒素（土壌溶出量）不適合範囲

△ 観測井戸設置地点